

議案第 22 号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和 50 年墨田区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表就学支度資金の項中「、高等専門学校」を削り、「若しくは短期大学」の次に「、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校」を、「、短期大学」の次に「、高等専門学校」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、高等専門学校への入学に係る就学支度資金の貸付限度額を引き上げる必要がある。